

船舶事故調査報告書

平成26年11月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	転覆
発生日時	平成26年6月29日（日） 15時20分ごろ
発生場所	福島県猪苗代町上戸 ^{じょうこ} 浜西方沖（猪苗代湖） 猪苗代町所在の前川四等三角点から真方位312° 220m付近 （概位 北緯37° 29.2′ 東経140° 09.2′）
事故調査の経過	平成26年6月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	カヌー（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 4.22m×0.90m×不詳、FRP 機関なし、不詳
乗組員等に関する情報	操縦者A 男性 19歳 操縦者B 男性 20歳 同乗者 男性 19歳
死傷者等	死亡 1人（操縦者B）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、操縦者Aが前部座席に、操縦者Bが後部座席に、同乗者が中央部に位置し、操縦者Aが右舷側に、操縦者Bが左舷側にそれぞれパドルを出して漕ぎ、上戸浜から同浜西方沖に向けて航行した。</p> <p>本船は、上戸浜西方約40mを西進中、操縦者Aが、船首方から波を受けて船内に約2～3cm浸水していることを認め、他の2人と相談の上、一旦上戸浜に戻って排水することとし、上戸浜に向けようとして左に旋回中、平成26年6月29日15時20分ごろ、船首が南に向いた際、右舷側から2～3回波を受けて右舷側が持ち上がり、左舷側へ傾斜して転覆した。</p> <p>操縦者A、操縦者B及び同乗者は、湖に投げ出された後、操縦者A及び同乗者は、本事故発生場所は足が湖底に届く程度の水深だと思っていたが、すぐに足が湖底に届かないことに気付いた。</p> <p>操縦者Aは、早く上戸浜に戻ろうと思い、泳ぎが得意でなかった操縦者Bに本船につかまった状態で待機しておくように伝え、同乗者と共に上戸浜に向けて泳ぎ出した。</p>

	<p>操縦者A及び同乗者は、上戸浜まで約10～15mの場所まで泳いだとき、足が湖底に届く水深となったので、後ろを振り返ったところ、操縦者Bが見えなくなっていることに気付き、上戸浜まで泳ぎ着いた後、付近をランニングしていた男性に携帯電話を借りて110番通報した。</p> <p>警察は、警察からの救助要請で出動した猪苗代湖船舶安全協会に加盟している各会社の船舶と共に捜索を行い、16時37分ごろ湖底に沈んだ状態の操縦者Bを発見して救助した。</p> <p>操縦者Bは、意識不明の状態であり、心肺蘇生措置を受けながら、救急車で病院に搬送されたが、18時08分死亡が確認され、死因は溺死と検案された。</p> <p>本船は、本事故後、一旦水面下に沈んだ後、上戸浜に漂着した。 (付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北西、風力 3 水象：波向 西、波高 約30～50cm、湖面水温 約22℃</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、2人乗りのオープンデッキ型カナディアンカヌーであり、操縦者A及び操縦者Bは、ガンネルに取り付けられた座席に座っていたが、同乗者は、座席がなかったので、折り畳み型の椅子を持ち込んで座っていた。</p> <p>操縦者Aによれば、本船を浜辺から湖面に浮かべた時点で船首方から波をかぶる状態であったものの、湖岸付近を航行する予定なので大丈夫と思い、出発した。</p> <p>操縦者A、操縦者B及び同乗者は、本船が左に旋回を始めてから転覆に至るまでの間、立ち上がるなど船体を傾斜させる行為を行っていなかった。</p> <p>操縦者Bは、カヌーを数回操縦したことがあったが、操縦者A及び同乗者は、カヌーに乗船したことがなく、操縦者Aは、出発前、操縦者Bからパドリングの方法を教えられていなかった。</p> <p>操縦者A及び同乗者は、Tシャツ及び短パンを、操縦者Bは、短パンのみを着用していたが、いずれも救命胴衣は着用していなかった。</p> <p>操縦者Bが発見された場所の水深は、約2mであった。</p> <p>操縦者A、操縦者B及び同乗者は、本事故当時、飲酒をしておらず、操縦者A及び同乗者の体調は良好であった。</p>
<p>分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、猪苗代湖の上戸浜西方沖において、操縦者Bほか2人が乗って西進中、船首方から波が打ち込んだので上戸浜に戻るつもりで左旋回中、右舷正横から波を受けたことから、左舷側へ傾斜して転覆し</p>

	<p>たものと考えられる。</p> <p>本船は、2人乗りであったので、3人が乗った状態では波が打ち込みやすく、また、転覆しやすい状況であった可能性があると考えられる。</p> <p>操縦者Bは、救命胴衣を着用しておらず、泳ぎも得意でなかったことから、落水して溺水したのと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、猪苗代湖の上戸浜西方沖において、操縦者Bほか2人が乗って西進中、船首方から波が打ち込んだので上戸浜に戻るつもりで左旋回中、右舷正横から波を受けたため、左舷側へ傾斜して転覆したことにより発生したのと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カヌーの定員を厳守すること。 ・カヌーに乗船する際は、救命胴衣を着用すること。 ・カヌーを操縦する際は、事前に航行予定水域の気象、湖象、水深などの情報を入手すること。

付図1 事故発生経過概略図

